

全火災引報

第 6 0 1 号 令和7年5月

発行元 公益社団法人

全国火薬類保安協会

発行責任者 川崎 勝樹

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀 4 丁目13番 5 号

電話 03 (3553) 8 7 6 2

www.zenkakyo-ex.or.jp

● 主要行事予定表

開催年月日	主 要 行 事
令和7. 5. 23	第40回理事会
5. 30	全国会議、試験事務所長会議
6. 11	第26回総会（定時）、第41回理事会
6. 13	手帳制度研修会（リモート開催）
8. 31	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
11. 4～ 5	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）

● 産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量（経済産業省生産動態統計月報）は経済産業省のホームページ中の統計からご覧ください。

URL https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/ichiran/08_seidou.html#menu5

● 令和7年火薬類関係事故について（4月30日までに報告のあったもの） 総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故 (A,B1,B2,C1) 件数		異常事象 (C2) 件数		死亡者数		負傷者数	
取扱	種類	件数	計	件数	計	人数	計	人数(重-軽)	計
製造中	産 業 火 薬	0	}	1	}	0	}	0 - 0	}
	煙 火	0		0		0		0 - 0	
	がん具煙火	0		0		0		0 - 0	
消費中	産 業 火 薬	1	}	2	}	0	}	0 - 0	}
	煙 火	2		4		0		0 - 5	
	がん具煙火	2		5		0		0 - 0	
運搬中	産 業 火 薬	0	}	1	}	0	}	0 - 0	}
	煙 火	0		0		0		0 - 0	
	がん具煙火	0		0		0		0 - 0	
貯蔵中	産 業 火 薬	0	}	0	}	0	}	0 - 0	}
	煙 火	0		0		0		0 - 0	
	がん具煙火	0		0		0		0 - 0	
玩弄中	産 業 火 薬	1	}	0	}	0	}	0 - 1	}
	煙 火	0		0		0		0 - 0	
	がん具煙火	0		0		0		0 - 0	
その他	産 業 火 薬	1	}	0	}	0	}	0 - 1	}
	煙 火	0		0		0		0 - 0	
	がん具煙火	0		0		0		0 - 0	
合 計	産 業 火 薬	3	}	4	}	0	}	0 - 2	}
	煙 火	2		4		0		0 - 5	
	がん具煙火	2		5		0		0 - 0	

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

● 景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。

－ 4月の月例経済報告 －

内閣府は18日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「4月の月例経済報告」を提出し、承認された。

※詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。

URL <https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

● 標語（令和7年4月～令和8年3月）

◆飛石防護は確実に みんなで確認 安全退避

◆ハッキリ合図 シッカリ確認 みんなで防ごう火薬事故

● 令和7年度火薬類危害予防週間の実施について

本年度の火薬類危害予防週間の実施について、本協会において会員にその趣旨を周知し、危害予防の徹底に努めるよう経済産業省から通知がありました。

次にその実施要領の趣旨を掲載しますので、会員の皆様はその趣旨に従って保安の確保に留意されるようお願いいたします。

（目的）

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した取組を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

（期間）

本年度は、令和7年6月10日（火）から6月16日（月）まで実施する。

（火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類事故発生件数の増加する7月～8月を控えた毎年6月10日～16日までの7日間に実施）

（実施機関）

経済産業省（産業保安・安全グループ、各産業保安監督部）、各都道府県及び各指定都市、公益社団法人全国火薬類保安協会、各都道府県火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

（実施事項）

各実施機関は、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たって、①法令遵守の徹底、②火薬類の保安管理体制の再確認、③危害予防及び自主保安に関する意識高揚を図るため、以下の取組を行う。

（1）関係者における法令遵守の徹底

- 関係法令、規定等の遵守徹底
- 危害予防規程及び各現場における作業手順・安全対策等の再確認
- 製造、消費、廃棄等の各現場における作業開始前の手順や現状確認の徹底（特に煙火等の消費前には、事前散水をはじめとする火災防止対策の他、使用設備の点検や十分な保安距離の確保を徹底）
- 火薬庫の点検や鍵の施錠等、火薬類の紛失・盗難の防止への留意

（2）保安管理体制の再確認

- 事故・災害発生時の社内連絡体制、役割分担等の対応について再確認
- 大雨や台風、地震等を始めとする自然災害発生時の対応について、当該期間中に再確認
- 産業保安監督部や都道府県等の担当部署との事故・災害発生時における連絡体制の再確認

（3）危害予防及び自主保安に関する意識高揚

- 全国で発生した過去の事故事例を踏まえ、想定される事故リスクの洗い出しや、安全対策・保安教育等の実施
※過去の事故事例については、経済産業省HPで公表されている「火薬類事故防止対策委託事業報告書」から確認することができます。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/jikojoyouhou/index.html（※2025/3/31時点情報）
- 火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示。

（その他）

- 産業保安監督部及び都道府県等においては、立入検査や事業者が行う定期自主検査への立会などを通じて、火薬類危害予防週間期間外にあっては、火薬類に関する保安水準向上に向けて指導
- 動物用駆逐煙火及び動物駆逐の目的でのがん具煙火の使用による火災の発生を防止するため、消費者に対して、使用にあたっては火災予防に特に注意するとともに、製品の安全基準を守るよう注意徹底（20250312保局第1号 火薬類の取扱いに伴う事故の防止について（注意喚起）参照）

● 令和7年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験案内（抜粋）

1. 試験の種類
- 甲種火薬類取扱保安責任者試験
乙種火薬類取扱保安責任者試験
丙種火薬類製造保安責任者試験
2. 試験日時
- 令和7年8月31日（日曜日）
甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験
午後1時～午後3時（ただし、一般火薬学免除者は午後2時まで）
丙種火薬類製造保安責任者試験
午後1時～午後3時30分
3. 試験会場
- 都道府県単位で実施
4. 受験資格
- 学歴・経験・居住地を問いません。
5. 願書受付期間

令和7年6月17日（火）から令和7年6月26日（木）まで
郵送による場合は6月26日（木）の消印のあるものまで有効です。
＊郵送による場合は簡易書留郵便にて送付してください。（簡易書留郵便扱いで送付されない場合の郵便上の事故については、責任を負いかねますのでご注意ください。）

6. 受験手数料
- 18,000円（非課税）
（払込方法：受験願書添付の指定用紙による郵便振替にて払い込んでください。）
7. 提出書類
- (1)受験願書（裏面に受験手数料振込証明書「振替振込受付証明書」を貼付）
(2)受験票（郵便はがき）及び受験票控（写真を貼付）
写真の大きさ（パスポート用：たて4.5cm×よこ3.5cm）、出願前6ヵ月以内に撮影した正面・脱帽で背景のないもの
(3)住民票（「個人番号」の記載のないもの）
(4)試験課目の免除を希望する者は免除申請に関する書類
8. 願書配布場所

受験地の公益社団法人全国火薬類保安協会都道府県試験事務所（都道府県火薬類保安協会内）にて5月下旬より配布します。
但し青森・山形・和歌山・香川の各県の受験者は、下記へ問い合わせてください。

青 森 県：（公社）全国火薬類保安協会	TEL 03－3553－8762
山 形 県：山形県危険物安全協会連合会	TEL 023－632－5744
和歌山県：和歌山県銃砲火薬商組合	TEL 073－426－1770
香 川 県：香川県碎石事業協同組合	TEL 087－831－1827

9. 出願方法
- 受験願書等必要書類を整えて、受験地の公益社団法人全国火薬類保安協会都道府県試験事務所（都道府県火薬類保安協会内）に申し込んでください。
但し青森・山形・和歌山・香川の各県受験希望者は、願書配布場所へ申し込んでください。
10. 合格基準点
- 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験の合格基準点は、各課目とも60点以上です。
丙種火薬類製造保安責任者試験の合格基準点は、一般教養科目は50点以上、その他の科目は60点以上です。
11. 試験結果の発表
- 令和7年10月14日（火）
発表は、都道府県試験事務所に合格者の受験番号を公示するとともに、（公社）全国火薬類保安協会のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

https://www.zenkakyo-ex.or.jp

また受験者個人にも合否を文書にて通知します。

注1：①新型コロナウイルスの感染防止対策については、政府、受験地の自治体および受験会場が定める方針・規定、指示に従い感染防止に努めてください。

注2：②受験に当たって、試験会場にて車椅子を使用しなければならないなど、配慮を必要とする場合は事前にご連絡ください。

（参考）

試験課目及び試験課目の免除

次の受験者区分に該当する者は、申請により○印以外の課目が免除されます。

なお課目の免除について不明な点は、当協会又は近くの各都道府県試験事務所にお尋ねください。

（1）甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験

試験課目 受験者の区分 （該当する火薬類取締法規則）	甲乙取扱	
	火薬類取締に関する法令	一般火薬学
甲種・乙種火薬類製造保安責任者免状を有する者（第76条第1号）	免	免
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者（第76条第2号）	○	免
大学・高等専門学校・高校もしくは専修学校を卒業し、火薬学を修得した者（第76条第3号）	○	免
鉱山保安規則に定める火薬係員試験に合格した者（第76条第4号）	○	免
以上に該当しない者（第76条第5号）	○	○

注1：火薬類取締に関する法令は、令和7年4月1日現在施行されている法令に基づく。

注2：「免」は免除される試験課目を示す。

（2）丙種火薬類製造保安責任者試験

試験課目 受験者の区分 （該当する火薬類取締法規則）	丙 製 造				
	火薬類取締に関する法令	製造工場保安管理技術 （原料用火薬および爆薬を含む）	信号焰管、信号火せんまたは煙火製造方法 （原料用火薬及び爆薬を含む）	火薬類性能試験方法 （信号焰管、信号火せんまたは煙火）	一般教養科目
火薬学に関し工学博士の学位を有する者（第75条第1号）	○	免	免	免	免
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者（第75条第2号）	○	免	免	免	免
高等学校以上の学校を卒業した者（第75条第6号）	○	○	○	○	免
以上に該当しない者	○	○	○	○	○

注1：火薬類取締に関する法令は、令和7年4月1日現在施行されている法令に基づく。

注2：「免」は免除される試験課目を示す。

● 全火協職員人事異動

役 職

試験課長 末岡 和明（令和7年5月就任）